

豊岡市立豊岡小学校 いじめ防止基本方針 <2026年3月17日改訂>

いじめ対応マニュアル～全ての児童が生き生きとした学校生活を送れるように～
兵庫県教育委員会いじめ対応マニュアル令和7年3月改定版

1 いじめの定義(いじめは法【いじめ防止対策推進法】によって定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

児童生徒間で、受けた側が嫌な気持ちになったり、痛みを感じたりすると「いじめ」になり、それを行った側が「いじめ」と考えていなくても「いじめ」となる。例えば、「背が高く美しいね」とほめた場合も、言われた相手が「嫌な思い」をしたとなれば、いじめに該当。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
【参考】いじめ防止のための基本的な方針(文部科学大臣決定)

2 校内組織体制

- いじめ対応チーム(管理職、生活指導担当、児童支援担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、該当教職員)

別紙1 校内指導体制及び関係機関

※いじめ対応チームが発足した事案では、3か月後に必ず再招集し、事後の経過を確認する。

3 いじめの未然防止(いじめの未然防止のための取組)

(1) 基本的な考え方

丁寧に子どもと向き合い、子どもの心のこえを聴き、子どもと教師の信頼関係の構築に努める。

- 授業づくり(だれもが大切にされる授業・分かる授業)、学級づくり、道徳教育、人権教育、体験活動の充実を図る。
- 豊かな人間性を育む集団づくりにより、自己有用感、自己肯定感を育成する。
- 発達支持的生徒指導
 - 児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、発達の過程をどう支えるかという視点から、教職員が児童生徒に向き合う。
 - 全ての児童生徒にとって安全で安心な学校・学級づくりを目指す。
- 課題未然防止
 - 意図的・組織的・系統的な教育プログラムづくりをする。
 - 教職員が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思と取組を行い、いじめを許容しない雰囲気を学校全体に浸透させる。
- 命や人権を尊重し豊かな心を育てる。
- 児童生徒理解に基づく実態把握をする。

⑦ 保護者や地域の方へのはたらきかけをおこなう。

(2) 研修の充実

- ・ いじめについての共通理解
- ・ 教員の資質向上のための校内研修教員の資質能力向上のための校内研修等
「いじめの定義・いじめの事例研修」「いじめ重大化を防ぐための研修」等
- ・ 保護者、教員向け情報モラルに関する情報の発信
- ・ 児童生徒向け情報モラル授業の計画・実施

(3) 児童生徒の主体的な活動の推進(自己有用感や自己肯定感の育成)

- ・ 児童生徒が自らいじめについて学び、いじめ防止に取り組む活動(人権教育)
- ・ 異学年交流(縦割り遊び、縦割り班掃除)、人権標語、人権作文等

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

- ・ 豊岡市いじめ対応ネットワーク会議の開催(7月、12月)
- ・ いじめ防止基本方針のホームページ公開、アプリによる啓発
- ・ オープンスクールでの授業公開、学校便り、学年便り、学級便りでの啓発
- ・ 子どもと心でつながる豊岡地域会議の開催(6月)

4 いじめの早期発見・早期対応(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組)

(1) 基本的な考え方

- ・ 学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行う。
- ・ 包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修、関係団体との取組などを行う。
- ・ 年間の指導計画を定める。

別紙2 年間指導計画

(2) いじめの早期発見のための措置

いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要があるため、児童生徒の表情や学級・学活の雰囲気から違和感に気づき、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められる。

- ・ 日常の観察(学級担任、教科担任、支援員など全教職員)
- ・ アセスの実施(年2回・・・6月と11月頃)と分析(交流会と分析研修)
- ・ 毎月アンケート(いじめアンケート)、教育相談(個別面談)の実施

5 いじめへの対応(発見したいじめに対する処置)

(1) 基本的な考え方

いじめの兆候を発見したときは、早期に適切な対応をすることが大切である。何よりも、いじめられている子どもを守り、苦痛を取り除くことを第一に、迅速な指導を行っていく。また、いじめへの対応は、一人で抱え込むことなく、教職員全体で、組織的な対応を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、すぐがいじめ対応チームを立ち上げ、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的な対応を行う。

(3) いじめられた児童生徒とその保護者への支援

学級担任(時には養護教諭・児童支援担当・生徒指導担当・スクールカウンセラー)等が話を聞き、継続的に面談してケアを行う。

- ・ スクールカウンセラーが継続的にカウンセリングを行う。

- ・ 緊急避難としての欠席
 - ・ 別室提供
 - ・ 家庭訪問
- } 等、児童の安全・安心、保護者の納得を最優先にする。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への指導・助言

- ・ 学級担任（時には養護教諭・児童支援担当・生徒指導担当・スクールカウンセラー）等が話を聞き、継続的に面談して指導・ケアを行う。
- ・ スクールカウンセラーが継続的にカウンセリングを行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ 学級担任（時には養護教諭・児童支援担当・生徒指導担当・スクールカウンセラー）等が話を聞き、指導する。
- ・ 周辺児童への助力・支援を依頼する。
- ・ 必要に応じて、席替え・班替え等を行う。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ 加害児童（対応：学級担任・児童支援担当・生徒指導担当）・プロバイダー・管理人（対応：情報担当）への情報削除依頼を行う。
- ・ 周辺児童への助力・支援を依頼する。
- ・ 家庭に対してフィルタリングの利用や家庭でのルールづくり等、子どもにスマートフォン等を持たせる際の保護者の責務を周知する。

(7) 関係機関との連携

- ・ いじめが犯罪行為に当たる場合の関係機関（市教委）との連携等
- ・ 犯罪行為に当たるいじめとは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。その際、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家であるスクールカウンセラー・こども家庭センター・こども支援センター・豊岡警察等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

6 いじめの解消

(1) いじめ解消の基本的な考え（要件）

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- ③ いじめ解消の対応
- ④ いじめが起きた3か月後にいじめ解消検討を確認する会議を開く。
- ⑤ いじめが起きてから頻繁に被害者、加害者児童に声をかける。
- ⑥ 全職員で情報共有する。

7 いじめ防止に関わる年間指導計画と評価

- ・ 取組評価（7月・12月懇談、学校評価アンケート3月）
- ・ 「いじめ対応チーム」会議
- ・ 「いじめ対応チーム」会議を踏まえた校内研修等